

第2回 竹本・本人訴訟開催！

7月15日、大阪地方裁判所において第2回「竹本・本人訴訟」が行われました。大二運分会の仲間を中心に多くの仲間が結集しました。

第2回裁判では、竹本さんが冒頭、会社が提出したカット理由は不十分ではあり全てのボーナスカット理由を具体的に明らかにする事を求めました。裁判官より、会社が提出した答弁書（管理者の氏名がないボーナスカット理由20項目）についてまずは認否（竹本さんの主張）を行ってほしいとのことで、次回までに会社の答弁書に対して認否を行う事になりました。

会社は、第2回裁判に先立ち、ボーナスカットの理由を明らかにした答弁書を提出しましたが、答弁書は不十分なもので、「何時、何処で、どんな内容で」の簡単なボーナスカット理由しか明らかにせず、誰が（どの管理者が）、ボーナスカットの理由になる事柄を指摘事項として報告したのかが省かれていました。

会社は、これまでの労働審判の中で「管理者の氏名を明らかにすると管理者と社員の間に関係が生じ、職場内の信頼関係が失われる」「注意指導や会社への報告を正しく行わなくなる」と管理者の氏名を明らかにしませんでした。しかし、カットをした理由があるにもかかわらず誰が指摘したのかが明らかにしないのは問題です。正しい理由があるなら堂々と主張したら良いと考えますが、それが出来ないのがJR東海会社のボーナスカットだと言えます。

恣意的で不当なボーナスカットをやめさせるためにみんなで声をあげていきましょう！



第3回 竹本・本人訴訟

10月7日
13時30分
大阪地方裁判所
第808号法廷